

(仮称)焼却灰リサイクル施設建設事業
環境影響評価方法書に係る答申

平成 21 年 2 月 20 日

横浜市環境影響評価審査会

平成 21 年 2 月 20 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市環境影響評価審査会
会 長 猪 狩 庸 祐

(仮称)焼却灰リサイクル施設建設事業環境影響評価方法書に係る調査審議について(答申)

平成 20 年 11 月 21 日環創環評第 268 号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、本件に係る方法意見書の作成にあたっては、当審査会で指摘した事項について十分に配慮されるよう申し添えます。

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

(仮称) 焼却灰リサイクル施設建設事業 (以下「本事業」という。)

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設 (横浜市環境影響評価条例に規定する第 2 分類事業)

(3) 事業者の名称

横浜市

(4) 対象事業が実施されるべき区域

磯子区杉田五丁目 2, 213 番 2 ほか (以下「計画地」という。)

(5) 対象事業の目的

横浜市では、平成 15 年 1 月に策定された「横浜市一般廃棄物処理基本計画 (横浜 G 30 プラン)」による焼却灰の最終処分量の削減、リサイクル推進の取組みを進めている。

本事業は、横浜市の焼却工場から発生する焼却灰をセメント原料としてリサイクルするため、不要な金属類などを取り除く施設を建設するものであり、最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るとしている。

(6) 対象事業の内容

本事業は、建物内に焼却灰の受入供給設備、選別設備、水洗脱塩設備を設置し、1 日あたり 167 トン、年間で 5 万トンの焼却灰を処理する計画としている。建物内の排気は、集じん設備と脱臭設備で処理した後、排出される。また、水洗脱塩排水は、排水処理後、公共下水道に放流する計画としている。

計画地の敷地面積は約19,000㎡で、土地利用計画は、建築面積の合計が約6,000㎡、コンテナ置場の面積が約2,000㎡、構内道路及び駐車場の面積が約4,000㎡、緑地の面積が約7,000㎡としている。また、建築物の高さは地上18m以下とする計画である。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に準じてDBO（Design:設計、Build:建設、Operate:運営）方式で実施され、今後、入札により決定する民間事業者が焼却灰リサイクル施設の設計・建設、運営、民間セメント工場までの焼却灰の輸送及びセメント原料化処理を一括して行い、横浜市が施設の所有、資金調達を行うとしている。

2 地域の特性

計画地及びその周辺の埋立地は、磯子区東部の根岸湾臨海工業地帯に隣接する区域にあり、ほぼ平坦な地形である。計画地の都市計画法で定めた地域地区は、工業地域、第7種高度地区及び臨港地区（工業港区）であり、周辺には工場、流通施設、港湾関連施設等が立地している。計画地の東側は、横浜市港湾局が整備中の緑地等を挟んで海域となっており、西側は、首都高速湾岸線、国道357号、金沢シーサイドラインを挟んで、住居系の用途地域となっている。このように周辺地域は、工業系と住居系の用途を区分した計画的な土地利用が進められてきた地域である。

3 審査意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意する必要がある。

(1) 事業計画

ア 本事業は、PFI法に準じて、DBO方式で実施するため、横浜市と民間事業者の責任分担について、準備書に記載すること。

イ 民間事業者の決定後に確定する工事計画、設備計画について、準備書に記載すること。

ウ 局所、建物全体換気について、周辺環境に配慮した計画とし、排気口の位置、集じん装置の処理方法を準備書に記載すること。

エ 焼却灰の水洗脱塩設備から発生する排水の水量、水質及び処理方法を準備書に記載すること。

オ 緑化計画について

(ア) 屋上や壁面の緑化についても検討すること

(イ) 計画地は、国道で隔離された場所であるため、防犯にも配慮すること。

(2) 環境影響評価項目

ア 工事中

(ア) 地域社会

日曜日以外は工事を実施する計画としているが、計画地周辺道路は、土曜日や祝祭日も混雑するため、平日以外の交通量についても調査を行い、工事計画に反映させること。

イ 存在・供用時

(イ) 大気汚染

環境省等が微小粒子状物質の環境基準を検討しており、集じん装置の選定にあたっては、その内容を踏まえること。

(ロ) 土壌汚染

焼却灰の保管ピット等について、漏洩防止対策を明らかにすること。

(ハ) 騒音、振動

焼却灰の搬出入ルートを考慮して適切な調査地点を選定すること。

(ニ) 地域社会

日曜日以外は焼却灰の搬出入を計画しているが、計画地周辺道路は、土曜日や祝祭日も混雑するため、平日以外にも交通量調査を行い、搬出入計画に反映させること。

(ホ) 景観

この施設は、金沢シーサイドラインから海を望む景観の中にあるため、海や周辺緑地との連続性に配慮し、海辺の風景にふさわしい景観形成に努めること。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

平成 20 年 10 月 9 日	事業者は方法書を提出
平成 20 年 10 月 9 日	事業者は方法書周知計画書を提出
平成 20 年 10 月 24 日	市長は方法書の提出を受けた旨市報公告 [※] し、方法書の写しの縦覧を開始（平成 20 年 12 月 8 日まで） 縦覧場所 〈横浜市〉横浜市環境創造局環境影響評価課、磯子・金沢区役所の区政推進課 （横浜市中心図書館、磯子・金沢区の各図書館で閲覧を実施） 縦覧者数 13 名 市長は方法書に対する意見書の受付を開始（平成 20 年 12 月 8 日まで） 意見書数 5 通
平成 20 年 10 月 24 日 ～26 日	事業者は方法書対象地域内に方法書の概要を周知 周知方法：対象地域全戸への配布
平成 20 年 11 月 21 日	環境影響評価審査会 市長は方法書に係る調査審議について審査会に諮問 事業者説明（方法書）及び質疑、審議
平成 20 年 12 月 15 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）及び質疑、審議
平成 20 年 1 月 19 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料・意見書に対する事業者見解） 及び質疑、審議
平成 21 年 2 月 2 日	環境影響評価審査会 事務局説明（検討事項一覧）及び審議
平成 21 年 2 月 20 日	環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）及び審議

※その他、広報よこはま「お知らせ」欄への掲載、新聞広告（日刊 3 紙）及び本市ホームページへの掲載により周知

■ 事業者が当審査会に提出した資料

- 1 契約形態について
- 2 事業スケジュール
- 3 施設排水について
- 4 大気汚染のダイオキシン類の現況調査回数について
- 5 首都高速湾岸線杉田出口付近の交通状況について
- 6 騒音・振動の現況調査地点について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

- 赤 羽 弘 和
◎ 猪 狩 庸 祐
小 沢 弘 子
工 藤 信 之
後 藤 英 司
○ 猿 田 勝 美
谷 和 夫
田 丸 重 彦
田 村 美 幸
野 知 啓 子
広 谷 浩 子
藤 原 一 繪
横 山 長 之

◎ 会長 ○ 副会長 五十音順 敬称略